

育児休業取得行動計画

社員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月1日～令和8年7月31日までの2年間
2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

(対策)

令和6年8月～ 育児休業取得率100%及び1カ月以上の育休取得を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける。

令和6年8月～ 運用ルールの検討、メンター選定

令和6年9月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内報による社員への周知

目標2：令和7年1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し実施する。(1カ月1回)

(対策)

令和6年8月～ ノー残業デーの実施日について各部門で検討する。

令和6年10月～ 社内報で社員へ周知する。

令和7年1月～ ノー残業デーを実施する。